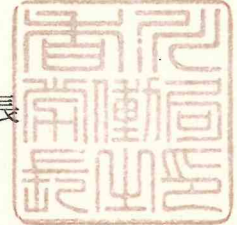


香勞発基 0901 第 1 号  
令和 4 年 9 月 1 日

団体の長 殿

香川労働局長



香川県最低賃金の引上げと、中小企業・小規模事業者への支援策としての  
業務改善助成金について（周知依頼）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、香川県最低賃金につきましては、令和 4 年 10 月 1 日から 1 時間 87  
8 円（現行の 1 時間 848 円から 30 円アップ）が適用されます。

最低賃金引上げに関しましては、中小企業・小規模事業者への支援策として、  
一定額の賃金を引上げ、生産性を向上させるための設備投資等を実施した場合  
に設備投資等に要した費用の一部を助成する「業務改善助成金」があります。

業務改善助成金の活用にあたっては、香川県最低賃金の改正前と改正後にお  
いて、引上げる必要のある賃金額に大きな差が生じ、改正後（令和 4 年 10 月 1  
日以降）に申請する場合、香川県最低賃金 878 円からの引上げが必要となりま  
すので、改正前の 9 月 30 日までに申請することを推奨しております。（別添リ  
ーフレット参照）

また、リーフレットには、業務改善助成金の申請方法、活用例のリンクを掲載  
しておりますので、別添リーフレットの配付等を通じて、傘下企業・団体等に対  
して、業務改善助成金について周知していただきますよう、ご協力のほどお願い  
いたします。

（担当）

香川労働局労働基準部賃金室 塩田・山本

TEL 087-811-8919

[shiota-akemi@mhlw.go.jp](mailto:shiota-akemi@mhlw.go.jp)